

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】 3

◇ 告示

- 収納事務の委託【環境局総務政策部環境学習課】 4

◇ 公告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 5
- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】 7
- 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】 8

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 9

◇ 交通局

- 北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 10

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児参加に係る特別休暇の期間を拡大することにしました。

この規則は、令和4年10月1日から施行することにしました。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 3 9 号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(昭和 3 8 年北九州市規則第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 7 の項中「出産後」を「当該出産の日後」に改め、「(以下「産前産後期間」という。)」を削り、同表の 9 の項中「一の産前産後期間」を「出産の予定日以前 8 週間目(多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間目)に当たる日から当該出産の日以後 1 年目に当たる日までの期間」に改める。

(北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年北九州市規則第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 6 の項中「出産後」を「当該出産の日後」に改め、「(以下「産前産後期間」という。)」を削り、同表の 8 の項中「一の産前産後期間」を「出産の予定日以前 6 週間目(多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間目)に当たる日から当該出産の日以後 1 年目に当たる日までの期間」に改める。

付 則

この規則は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 393 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、令和 4 年度北九州市環境教育副読本の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 9 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
タカミヤ・里山・エックス共同事業体 代表者 関 宣昭	北九州市八幡東区東田二丁目 5 番 7 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第662号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年9月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ星ヶ丘店

北九州市八幡西区星ヶ丘二丁目1番地101

2 大規模小売店舗を設置する者

(1) 株式会社ナフコ

北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

代表取締役 石田卓巳

(2) 株式会社ドラッグストアモリ

福岡県朝倉市一ツ木1148番地1

代表取締役 森 信

3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前 小売業者1 午前7時から午後10時まで

小売業者2 午前7時から午後10時半まで

イ 変更後 小売業者1 午前7時から午後10時まで

小売業者2 24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前6時半から午後11時まで

イ 変更後 24時間

4 変更する年月日

令和4年9月20日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年9月20日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和5年1月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和4年12月29日から令和5年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年1月30日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第664号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月29日

北九州市長 北橋 健治

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和4年9月29日 第755205号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市小倉南区重住一丁目1089番8、1089番9及び1089番10並びに里道の一部	1.89	4.00

北九州市公告第 6 6 5 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 4 6 年北九州市規則第 7 1 号）第 1 6 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 9 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止年月日及び廃止番号

令和 4 年 9 月 2 9 日 第 1 号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市八幡西区若葉三丁目 7 8 5 番 1	5. 0 0	1 6. 7 9

北九州市上下水道局管理規程第4号

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。
。

令和4年9月29日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

北九州市上下水道局職員就業規則（昭和39年北九州市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3の7の項中「出産後」を「当該出産の日後」に改め、「（以下「産前産後期間」という。）」を削り、同表の9の項中「一の産前産後期間」を「出産の予定日以前8週間目（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目）に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間」に改める。

付 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

北九州市交通局管理規程第7号

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月29日

北九州市交通局長 福本 啓 二

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程

北九州市交通局就業規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7の項中「出産後」を「当該出産の日後」に改め、「（以下「産前産後期間」という。）」を削り、同表の9の項中「一の産前産後期間」を「出産の予定日以前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間」に改める。

付 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。